

学校いじめ防止基本方針

八戸市立多賀台小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本的な方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる児童もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、いじめは、どの学校においても、どの児童においても起こりうるものであることを踏まえ、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処するための「学校いじめ基本方針」を策定した。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
けんかであってもしっかり調査して対応する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの児童にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童」、「いじめる児童」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の児童がいる場合が多い。周囲の児童の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする), 支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする), 愉快犯(遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする), 同調性(強いものに追従する, 数の多い側に入っていたい), 嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい), 反発・報復(相手の言動に対し反発・報復したい), 欲求不満(いろいろを晴らしたい)

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける, 落書き・物壊し, 集団での無視, 陰口, 避ける, ぶつかる・小突く, 命令・脅し, 性的辱め, 部活動中のいじめ, メール等による誹謗中傷, 噂流し, 授業中のからかい, 仲間はずれ, 嫌がらせ, 暴力, たかり, 使い走り

(5) いじめ解消の定義

いじめ解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、やんでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

3 いじめ防止の指導体制・組織的な対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。(いじめ防止委員会の設置) ※別紙1参照

(2) 緊急時の組織的な対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。(いじめ問題対策委員会の設置) ※別紙2参照

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 授業の充実

- ①「わかった、できた、身についた」が実感できる授業の実践
- ②児童理解に基づいた学習指導と学習形態の工夫(TT, 少人数, 個別指導)
- ③思いやりや正義感、人権尊重を明確に位置づけた道徳教育の充実
- ④望ましい集団生活を通して人間関係を築く特別活動の充実
- ⑤インターネットや携帯電話等に関する情報モラル教育の充実

(2) 生徒指導の充実

- ①自他の生命を大切にする態度の育成
- ②ルールとリレーションの確立を目指した学級経営
- ③自己有用感・自己肯定感を高める諸活動の実施
- ④カウンセリングマインドに基づいた児童との信頼関係の構築
- ⑤基本的な生活習慣の育成

(3) 保護者や地域との連携

- ①教育情報の適切な発信
- ②学校公開や保護者参観の活性化
- ③地域学校連携協議会の事業の推進

5 いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童や通報した児童の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) 教室で気づくいじめのサイン

※別紙3参照

(3) 家庭でのサイン

※別紙4参照

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施(6月, 11月, 2月)

(5)定期的調査の実施

- ・アンケート(年5回)やアセスの実施(5月, 10月, 2月)→教育相談, 学級経営に生かす

(6)情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有(軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど, 柔軟に対応するが, いじめとして情報共有する。)
- ・要配慮児童の実態把握
- ・進級時の引継ぎ
- ・幼保小中連携事業の活用

6 いじめへの対応

(1)児童への対応

①いじめられている児童への対応

いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し, 心配や不安を取り除くとともに, 全力で守り抜くという「いじめられている児童の立場」で, 繼続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について, 共に考える。
- ・活動の場等を設定し, 認め, 励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている児童への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で, いじめている児童の内面を理解し, 他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている児童の苦痛に気付かせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。
- ・いじめを行った児童の立ち直りを支援する。

(2)関係集団への対応

被害・加害児童だけでなく, おもしろがって見ていたり, 見て見ぬふりをしたり, 止めようとしなかったりする集団に対しても, 自分たちでいじめの問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3)保護者への対応

①いじめられている児童の保護者に対して

相談されたケースでは, 複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え, 少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2)いじめている児童の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わらるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

(3)保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要になる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4)関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。そのため、八戸市教育委員会・警察・福祉関係・児童相談所・医療機関との連携を図る。

7 重大事態への対応

(1)重大事態とは

①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2)重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、八戸市教育委員会に報告するとともに県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

8 評価

PDCAサイクルを生かし、いじめ問題に対する取組に関する分析を行い、現状を把握するとともに課題を改善する。

学校評価に次の項目を位置づけ、取組状況や課題を把握するとともに「地域学校連携協議会」で説明し、助言及び評価を受ける。また、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

- ・いじめの未然防止に関する取組について

- ・いじめの早期発見に関する取組について
- ・いじめの再発防止に関する取組について

9 その他

平成26年3月5日制定

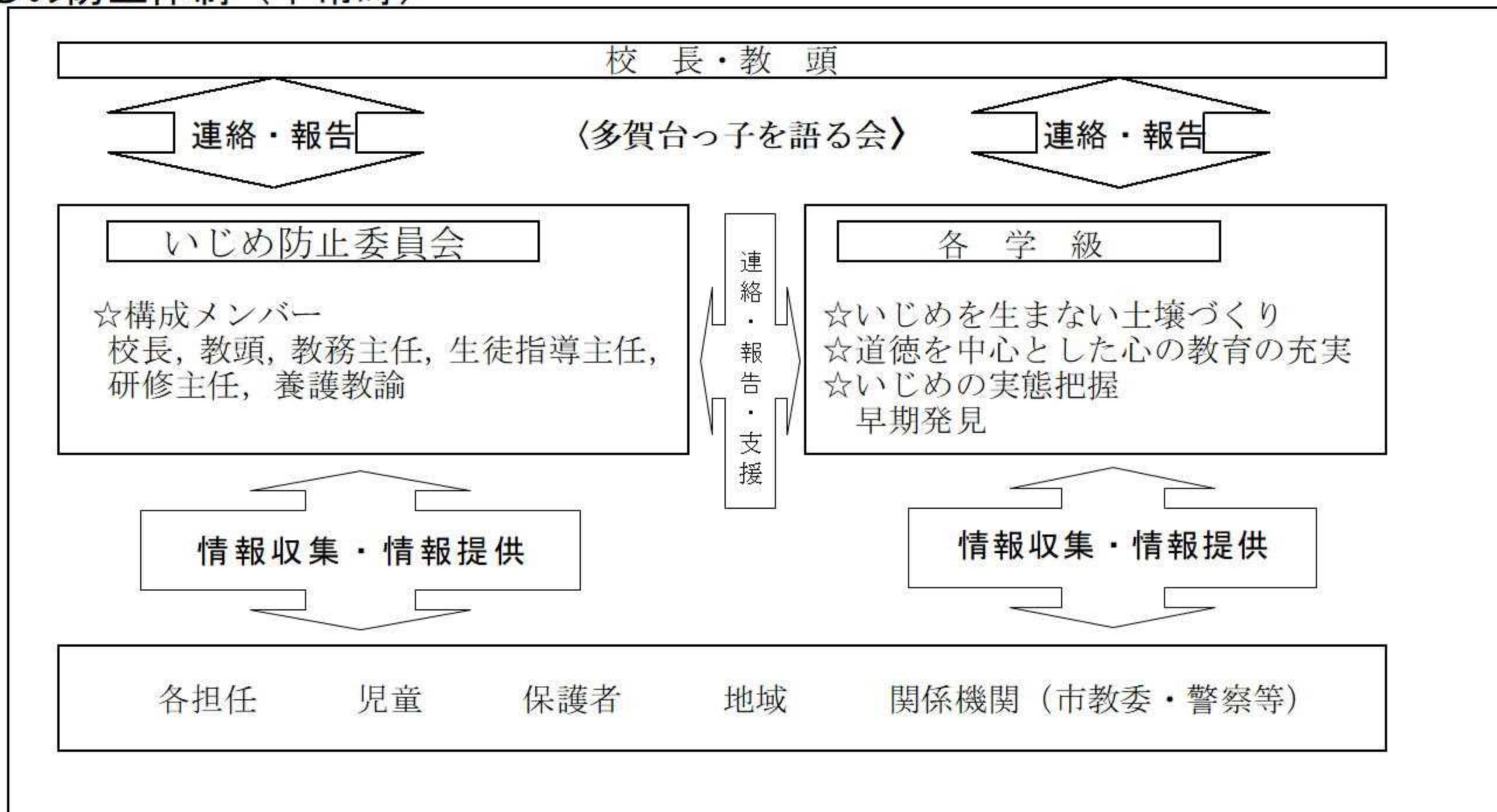
平成27年5月15日一部改正

平成30年5月1日一部改正

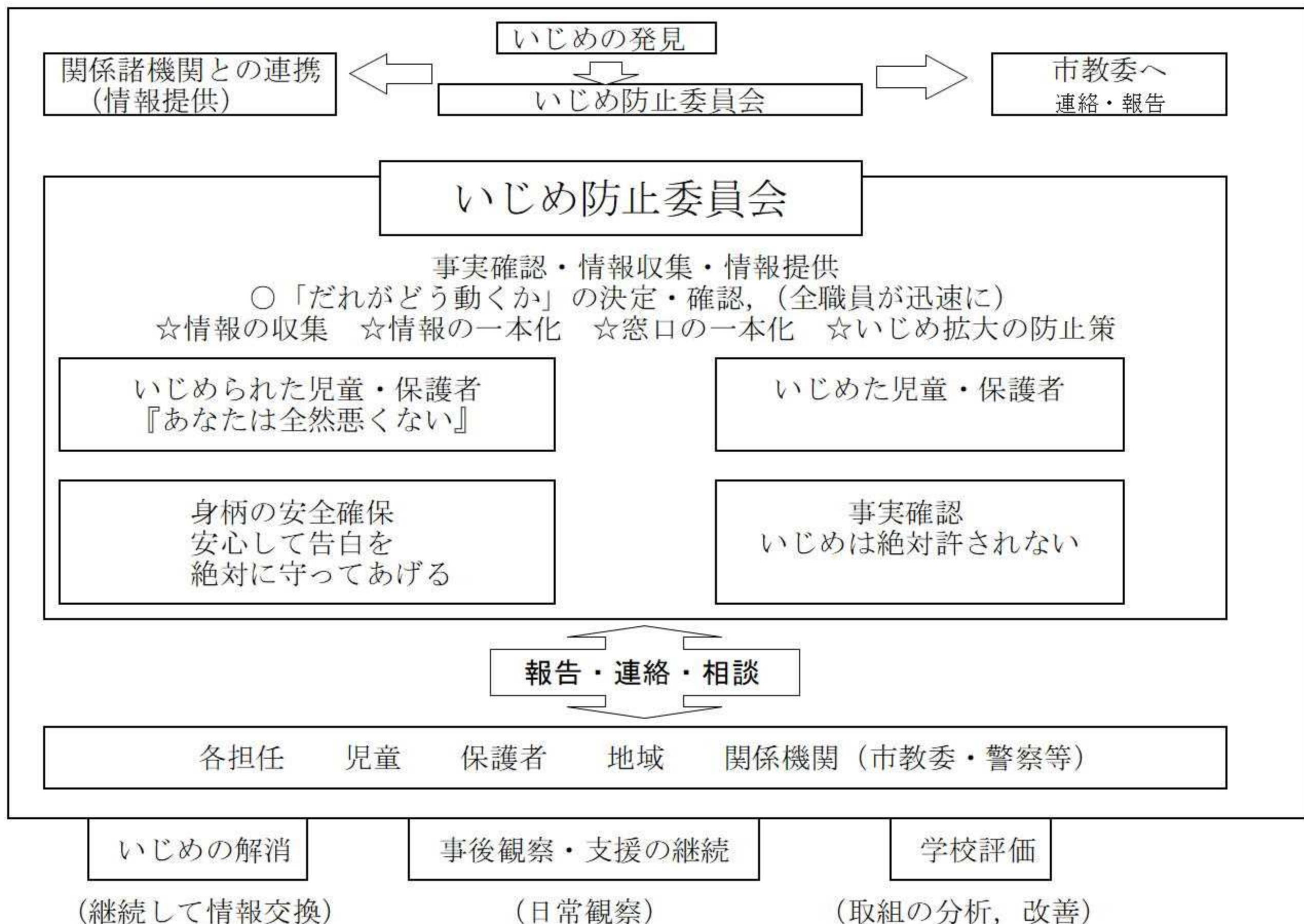
令和元年8月1日一部改正

〈別紙1〉

いじめ防止体制（平常時）

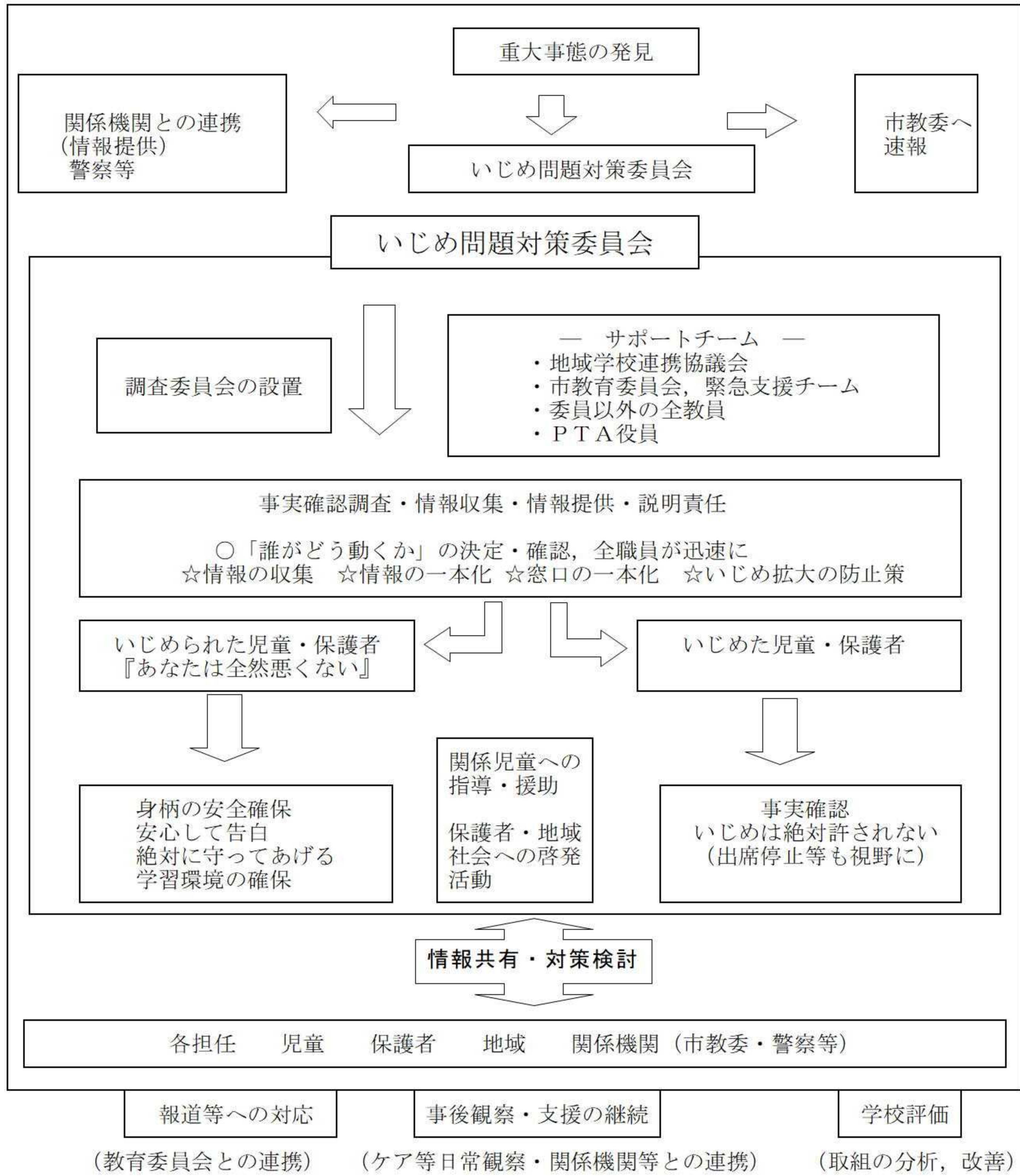


いじめ防止体制（いじめ発生時）



〈別紙2〉

いじめ防止体制（重大事態発生時）



- ※ 重大事態が発覚した時点で、いじめ問題対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。
- ※ 同時に、校内サポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。
- ※ 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。(令和元年7月25日追加)

<別紙3>

教室で気付くいじめのサイン

子どもたちが、1日の中で最も長い時間を過ごす学校は、いじめの存在を窺わせるサインも見つけやすい場所である。教師は、「この程度のことはよくあること」と見過ごさず、少しでも「おかしいな」と思うサインに気付いたらアクションを起こさなくてはならない。

【こんなサインはいじめの兆候～学校編から】

<授業中>

- ・成績が急に下がった子どもがいる
- ・子どもたちから特定の子どもの名前が挙がる回数が増えた（主に授業中）
- ・特定の子どもが発言すると、教室内に意味ありげな笑いが起こる
- ・クラスの中で、特定の子どもを避けるような動きが見受けられる
- ・特定の子どもが、一人で遅れて教室に入ってくることが増えた
- ・グループ分けの際、特定の子どもがいつもはずされる
- ・給食の時、特定の子どものおかずが無理に盛られたりする
- ・子どもたちの提出物（日記、作文、テスト用紙）に気になる記述が見られる
- ・特定の子どもの教科書やノートに落書きをされている

<休み時間>

- ・休み時間になると、子どもたちが特定の子を囲むように集まる
- ・遊び時間に、特定の子どもだけがオニの役をやらされている
- ・遊び時間に、特定の子どもだけがいつも格闘遊びの相手をさせられている
- ・特定の子どもに対して、侮蔑的な言葉が集中して向けられるようになった
(例：ウザイ、クサイ、死ね、バカ、消えろ、失せろ)
- ・特定の子どもが、休み時間になる度に保健室や職員室にやってくる
- ・特定の子どもが、休み時間になると一人でぽつんとしている
- ・特定の子どもの表情が、おどおどしていたり、うつむいていることが多い。
- ・特定の子どもの顔に、泣いた形跡が見て取れる

<登下校・放課後>

- ・下校の際、特定の子どもが他の子どもの分まで荷物を持たされている
- ・特定の子どもが部活を休みがちになる
- ・特定の子どもの持ち物が隠される

【いじめの兆候に気付いたら】

他のサインが見られないか、さらに注意深く観察する。「これはやはり」と思われるサインが見つかったら、個別に呼び出して面談を行う。この際、いじめの存在を無理に突き止めようとせず、「ちょっと気になっているんだけど」と切り出し、教師側が子どもたちを心配していること、あくまでも中立な立場で見守っていることを告げる。

その時点では子どもは何も語らないことも考えられるが、「何かあったら相談に乗るよ」と安心感を与えるとともに、気になっていることは必ず他の教師にも伝えて、他の教師にも注意して観察してもらうよう連携を図ることが大切である。

参考：森田洋司・清水賢二『新訂版 いじめ 教室の病』 金子書房 1994

菅野純・桂川泰典『いじめ 予防と対応 Q&A』 明治図書 2012

<別紙4>

家庭で気付くいじめのサイン

幼い頃から子どもをずっと子どもの成長を身守り続けてきた親は、子どもにとって一番近い（はずの）存在。付き合いの短い教師よりも、その子どもが発するサインに気付くやすいと言える。ただし、いじめを受けている子どもの多くは、「親に心配をかけたくない」と思って、ぎりぎりまで自分で我慢する傾向があることも踏まえた対応が必要であり、学校と家庭の連携がきわめて重要である。

【こんなサインはいじめの兆候～家庭編～】

- ・家で学校の話をしなくなった
- ・登校を渋るようになった
- ・急に甘えてくるようになった
- ・精神的に不安定で、気分の浮き沈みが激しくなった
- ・ボートとしていることが多くなった
- ・自宅にイタズラ電話がよくかかるようになった
- ・誰かとひそひそ電話をしていることが多くなった
- ・携帯メールのチェックをしなくなった
- ・制服や体操着の汚れがひどくなつた
- ・文房具がよくなくなるようになった
- ・身体に傷跡を作つて帰つてくるようになった→それを隠そうとする
- ・弟妹に当たり散らすことが増えた
- ・急に激高して暴言を吐いたりするようになった
- ・親の財布からお金を持ちだすことが増えた

【サインを見つけたら】

上述のようなサインに気付いたら、まず、慌てたり取り乱したりせず、落ち着いて、さらに注意深く観察を行うことが大切である。まだ、いじめがあると確定したわけではないので、冷静に、かつじっくりと事実確認を行い、外堀を埋めていく。

「これはやはり」と思われるサインが見つかったら、「ちょっと話があるんだけど」と切り出して、話合いの場をもつ。

この際、いじめの存在を無理に突き止めようとしてはいけない。「いじめられているんだろう」と最初から決めつけるのは、NG。「ちょっと気になっているんだけど」と切り出し、親として心配していることを伝えることが大切である。そして、あくまでも、「本人がどうして欲しいのか」を優先するというスタンスで話を聞き、問答無用で学校に言いに行く！…という気はないことを伝えて安心させる。

最初は頑なにいじめの存在を否定する子とも想定されるが、親として全面的に味方になるという態度で落ち着いて話を聞くことで、子どもが安心して話ができる環境を整えることが望ましい。

参考：森田洋司・清水賢二『新訂版 いじめ 教室の病』金子書房 1994

菅野純・桂川泰典『いじめ 予防と対応 Q&A』明治図書 2012